

「テニハ」と「詞」との関係：手爾葉大概抄之抄をめぐって

佐田，智明

<https://doi.org/10.15017/12275>

出版情報：語文研究. 18, pp.56-64, 1964-08-31. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

「テニハ」と「詞」との関係

—手爾葉大概抄之抄をめぐって—

佐 田 智 明

一、はし が き

テニハという用語は訓点から出たものであって、八雲御抄以下の歌論に表われる時には、「本末かけあはず」でにはも合はず」というように、修辭的な、いわゆる表現法(いまわし)の義に用いられ、歌病等の説明に利用せられたことは周知の事であろう。勿論、テニハに相当する、歌の切れ目にある文字が、重要な意義を持つ事がとくに注目せられた事によるのである。歌合においてもテニハの類がしばしば論ぜられたが、歌合の歌病の指摘のしかたは、ほぼ同字から同心へと進み、更には類義語の問題に立ち至つたけれども、時代を下るにつれて、それらの判詞が語把握の点において必ずしも正しくなくなつてゆく。いわゆるテニハの研究が古語、とくに三代集の語の正しい効果的な使用という文藝的な要請に基づくものであつたから、テニハの云いまわしとともに、古語化したテニハの例に基づく理解が求められたわけである。こうして、テニハが複雑な内容を含むことになり、明確な定義を得られなかつた原因になつてい

ると思われる。

二、「テニヲハの字」と「休め字」

さて仙覚抄に、

(1) 猶句、葦辺波ノ波ノ字ハテニオハノ字ニモチキルコトツネノ習也、アシヘナミトイフヘキニアラス(仙覚全集一一五) 註(1)と

見えるのをはじめ、

(2) てにはの字もしは物名詞字にてもみゝに立つを可嫌なり

(竹園抄、読群書類從十七・上・一)

(3) てにはの字とて句をへだてて二所におかぬなり、たとへばありてとて一句も二句もへだてゝいでてなどもあるべからずにもはも以同前也

(和歌六編、歌学文庫四、一四〇)

(悦目抄、新校群書類十三、二六六同じ内容)

(4) 回てにをはの字あまたある事

浦ちかきあ屋の里に日はくれて波路の霧に海士のいさり火

(説明略、傍線筆者) (頓阿井蛙抄、五、統群書類從十六、九〇三)

(5)てにをはの字相合て付べからず(連理秘抄、岩波文庫源歌論集上、四五)

(6)九連歌の切めにあらんずるてにはの字のひゞきおなじく通ふ様に字を置也(知連抄、同、一三三)

(7)てには(の)字と又霜の字とに心得べし(三五記、斂本、新校)

群書類從十三・五六五

の例はいずれも「テニヲハの字」について述べており、以下の代にも現われる。註釈である(1)以外は、一首の中で重要な役割をもつテニハの一つであると見たものであろう。しかもこれを語としてではなく、文字として、音声を持ちながらそれに対応する概念をもたない音節という面を考えたものと思われる。このテニハの字ともつとも関連がある術語に、中古以来の「休め字」「助け詞」の類があつて、歌の修辞上の意図をもあわせて説明に用いられた。休め字は語の持つ本来的な機能が忘れられて、語数を合せたり、語調をととのえるために使用すると記述されているが、同様な意味で助辞以外の「休める」という用例も見られる。長明が、「うば玉の」を云い、八雲御抄が「さらに」を、ささめことが「から衣」をさして述べるなどである。このような休め字を漢文において求めれば、いわゆる置字の類がそれに相当すると見られる。

三、テニハと「テニハの字」

手爾葉大概抄の冒頭には、周知のように置字としてテニハを規定し、宗祇の抄之抄では焉矣の類であると注しているから、助辞類を

もつてテニハに相当すると考えたことは明らかである。宗祇自身も「打や衣」「ふるやあられ」のやを措字と記し、「なきさしよる」「たれしかも」のシを「をき字」と記している。また拾遺愚草抄出聞書にも「涙やは」を「涙は」の義として、やを「をき字」と記しているなど、宗祇以外の著書にも見えている。

大概抄に説いている語は、係助詞、終助詞を主に、勿詞の類以外は助動詞に関するものは少い。かなり異質的なものが含まれてはいるが、大概抄の著者には、今日いう助詞に相当するものを念頭において、テニハを考察したことは当然ながら注意すべきである。これらの語は、個々にはおおむね字と呼んで説明されている。

ところで大概抄において、テニハを莊嚴にたとえ、詞を寺社にたとえて、テニハが寺社の尊卑を定めると説く。これはいわゆる詞辭の対立関係として今日解釈されているが、抄之抄に考察の中心を置いて見れば、この対立には時枝誠記博士の説かれる次元とやゝ趣を異にするものがある。ここで詞とテニハの関係を示す例を抄之抄によって考察してみたい。例の莊嚴の説は

袖くつるといふは寺社のことく、袖は朽けりといふは莊嚴のことし、手爾葉のあはざるは民の器を仏神にそなふるかことく也と見え、つづいて、

うらむといふは一言の外なし、淺深しれがたし、恨みつる哉といふにて新之自在之して深さの程しらしむるなるへしと註している。ここではテニハが

袖朽けり——袖は朽けり。
うらむ——恨みつる哉。

という関係において、は、けりやつる哉。だけにあるのではなく恨み
つる哉・袖は朽けりの全体にテニハがあるとも考えられるのであ
る。もし推論が許されれば、休め字がテニハであるよりも、休め字
を使うことにテニハが存するということになろう。テニハが云いま
わしに使われることは先学のひとしく説かれる所であるけれども、
この專と、テニハを詞と対立する品詞分類的な範疇として説くこと
には矛盾があると思われる。さらに、大概抄には次のような説があ
る。

①屋字有三品一也屋、二疑心、三手爾葉、四願、五だ、六詞、七
様、八推量、九殘詞、十略屋也。

②勿字有三品。一疑、二手爾葉、三詰劄。

③哉有三品一。一願、二贅、三治定、四有心、五手爾葉、六吹流
〔哉〕也。

いづれにもテニハという分類目がみえている。この分類のしかた
が意味範疇によるものであることは勿論である。抄之抄には、

①手爾葉ノヤはに通ふあり、のに通ふあり、とに通ふありそに通ふ
あり、たつてにはまでのやあり、そに通ふやはうくすつの通音の
内にて留まる。

むさしの霞もしらすふる雪にまた若草のつまやこもれる
のに通ふやは よひ出しのやといふに
や侍らん

新古 神かきやよるへの水も名のみして祈るちきりのなとよ
むらん

はに通ふやは

統古 名にしおふさかひやいつく明石瀉猶浦遠くすめる月かな

とに通ふやは梅や桜に雲や霞にといへるやなり 按に中のやといひ
又はさみやといへる

二字此やなり

たつてにはまてとは

干さゝなみやしかの都はあれにしをむかしなからの山さくら

かな

②ニニ手爾葉 てには勿は、けんみんなてんねんはんせん等な

り これはてにはまて押へ字にも不及心もなし 俗に一字にね
といふ是なり

②五手爾波ノカナ

てにはの哉に又二あり。一にはすその哉なり。一首の躰なら
ず、或は詞、或はてにはては哉と留り、其哉に心も感もなく、落
しつげんためにもなく、只莊嚴までの哉をてにはの哉とい

ふ。すその哉なり。見し哉きく哉思ふ哉のたくひなり。二には
中の哉なり。中にをく哉皆てにはの哉なり。若は心ありて吹流

ず哉もあり。まれなる事なるへし。
古今 かつ見れとうとくもある哉月かけのいたらぬ里もあらし

とおもへは
とあつて、それぞれの分類の中で、テニハはすべて「てにはまで」

とか「莊嚴まで」という説明になっている。とくに「哉一の説明
で、「一首の躰ならず、心も感もなく」落しつげんためにもな

く」と云っている所からも或は
六ニハ吹流マナ也。ふきなかなす哉は鳥類の尾のごとし、莊嚴まで

のことにやと見ゆれと、一身の飛行も尾を以て力とす。歌も此哉
を以てころろ一入つよく成なり、吹流の名は鳥の風に乘し尾を以

て吹流し、力とするのをいひか。有心の哉は一首の魂る、吹流哉

は歌の筋肉、治定の哉は石座、手爾波の哉は座具、贅哉は人身のこぶなり。

の考え方からも、テニハにいわゆる文の意味にあずからないという面があらわれていると思われる。「テニハまで」に置かれた字が置字、哉などの字である。しかも右のような考え方は、莊嚴という比喩にも感じられる。吹流の例および手爾波ノ哉の例にみえているように、「莊嚴まで」と説いている所からである。

次に大概抄の詞について述べている例から

六、詞ノヤ ことはのやとは、やと続詞のやなり。き、しやとおもふやとなり 後ニ今すみのやといへる非やなり

九、残ノ詞ノヤ 残ることはのやとは、めやとややはなといひて詞をのこせるやなり

世を捨は日よしと跡をたれてけり心のやみをはるけさらめや後の例は「物遠」についても云つており、またゾの条で、

一、又留り字不用ぞ二あり。一には下知のそ也。うらみそ、かこちそのたくひ。二にはいひ捨るそなり

みそきしてむすふ川なみ年ふ共いくよとむへき水のなかれそ此二のそはいひ残す詞に通音割字もたせたる物なり。何れもしれたる事ゆへ定家卿筆したまはずと見えたり

とあるのを参照すれば、下文を省略して、余情を残す詞と考えたことが知られる。同様にして詞と記した中に、「物加波」を、

物加波者長々比ッ之詞也 たけくらへとて上にはの字を置て、それは物かはこれは物かはとくらへねはとまらず

待よひにふけゆくかねの声きげあかめ別の鳥はものかは

といい、カハ・ヤハ・メヤを飄之詞（反語）とし、

飄とはいひくたしたる詞の下に、やはかほめやの三の内をさけは其心うちかへすなり。

と述べているなど、詞がそのまゝ術語としての意図で用いられているわけではないが、およそ一つの内容の叙述と云う意味において述べられていると思われる。ところが、

不ニ云切一以ニ手爾波一所留之歌中云切也。於ニ云切之所留焉。

云切詞定詞、計里計留如^レ此類所^ニ普知^ニ人。其数繁也。

抄之抄に、

いひきらさる手爾波字にてとめたる歌は上へも中へもまはしていひ切也。いひきりたる所へまはりて留るなり。

また、云切る詞の例で、

如此の類とは哉、けり、ける、らん、ぬらし、ならし、そ、も、けん、てん、けらし、すらし、し 現在もぬなり つしへたてつし

とやとは 物を 物かは めり なり いつち いつこ など いかに 下知の詞

をあげている。云切る詞はいわゆるテニハに相当する例であつて、不三云切一^ニ手爾波は抄之抄では手爾波となつてゐる。これに連関しては、冒頭の

和歌手爾波者唐上之置字也。

についても、抄之抄は、

一、手爾波の文字多しといへ共、手爾波の四字は綱領のことし。

と述べており、手爾波を手爾波の文字として説明している。このよう

な考えかたでゆけば、テニハが詞を含む「云まわし」としての機能をもつていて、同時に文の敘述内容から分離せられたものである一方、テニハが文の敘述において一種の關係機能をもつこと、しかもいわゆるテニハ自体はテニハに關係がある文字ないしは詞であつて、主として助詞の類がそれに相当し、これをテニハの名で總稱しているのではないかと考えられる。そして後者の場合が置字であると考えられるのである。

しかし右のような推定について、いくつかの問題が指摘される。

古昔者兄計世手之適音、志志加之手爾葉尤之詞受^レ下留^レ之^ニのうち、シ・シカについて、

一、ししかのてにはとは、こそうれし、こそありし、こそ思初しか我こそ下に思ひしか

また、
座句手爾葉^ニ連続^シ之留^レ不能^ク容^レ易^ク 詠^ハ之^ハ多^ク下^ノ句^ノ枯^レ而^シ歌^ノ姿^ノ虚^シ弱^シ也^トについて、

座句とは末の七文字なり。手爾波つゝきにして留る歌は上手ならでは読かたき事なり。下手は思ふ事上にいひ尽して文字ふそくの間、手爾波の字をつゝけ侍るゆへ歌の姿すそかれになるとなり。と述べている例がある。大概抄においては例外的な用法であるが、抄之抄では座句の条にて、「手爾波の字」と述べている事から一応説明できるのであり、云切らざるテニハの場合も同様である。この外、

題を末に残すとは、故郷と云題をよみ侍らんに、上五文字にふ

る里のおきて末^ノはうはき座句は手爾波かちに留りたらんは、すそ短かききぎきたるさまなるへし（以下略）

の「手爾波がち」も右に準じて考えられる。もつとも「テニハの字」は大概抄にはない。又置字も「テニハの字」と対応させない限りそれ自体は矛盾するから抄之抄の立場と一致しなくなる。しかし、個々のテニハの説明が字又は詞として説明せられていし、その上置字が休め字を受けつぎ、前述の「てにはまで」という意味内容の小さい存在のものをさすと考えられる故に、「字」であり、仙覚以来のテニハの文字に相当すると考えられるのである。かくて、大概抄そのものが、抄之抄において祖述されていることが肯定されると思われる。

しかして抄之抄の説は、宗祇の歌論書においても一応確かめることができる。たとえば、長六文では、

a 一、てにをはの事（如何成がちがひ如何なるかあひて侍るといふ事）たゞ句を吟じ可心得裏候。あるひはうたがひのや、かなと又は畢ぬ、惣じてとちめたること葉侍りては、て共、にともとまり侍らず（岩波文庫、連歌論集・下二四）

b 五文字に云切り候はんにをはをもて下句までそれをうけて付候体候、其句に

うき物を沖津舟路の旅の空と申に
こえ行山のけふの雨風

憂き物をといふ詞をうけて（奥津舟路の旅の空とこえ行山の）雨風をうき物をと付て侍る（全・二六）

のようにテニハを用い、個々の語では、「なむといふことば」、「し

はやすめ字」等と述べる。

また源氏物語不審抄出には、

起て行空もしられぬ明暮にいつくの露のかゝる袖なり

此歌のてには有、先賢のかう尺にもてにはちかへり。しかはあれとそゆへあるよしいへるなり。但後撰集・千載・六和物語等にもこのたくひのてにはあり(例略)しよせん此てには聞にきやうにはあれと五いんにてさういなきか、むかしみなかくのごとくありけるよし、心うきもの也(未刊国文古註釈大系十一、三六八)と記され、長六文と同じ考え方であると思われる。雨夜記にも、

一、手爾於葉の文字にて付たる句
音する水は氷とけけり

雪うつむ深谷の小川春寒て

名残ある鴈は越なる山越て

囀るつはめ わか暮の空 (統祥齋類從・十七・二二〇六)

右のように、明確に「文字」と述べていて同様である。しかし、こゝには

1 かけ手爾於葉、2 うけ手爾於葉、3 もと云手爾葉に付やうあり
4 まで(私云まで)と手爾於葉六切也、5 けなる(私云「きよげなる」の類)と云手爾於葉を付る事(以上、いずれも項目のみ)のような記述があつて「やの字」「こそと云句」などという記述と半々である。これは長六文などと異なり、連歌に中心があるためである。この点では連歌秘伝抄も同一である。

後者のような傾向は宗祇以外の連歌師の著書においても同様であると見られる。が、これまた同様なるものとして姉ヶ小路式といわ

れる手爾葉秘伝書をとりあげて考察したいと思う。

四、文とテニハ

姉ヶ小路式と總称される秘伝(註8)の中で、歌道秘藏録においてはその序に

和歌のてには、たとへばほのくゝとあかしのうらの朝きりにしまかくれゆくふねをしそおもふの歌も船を思ふの鑑なり、しはてには也てにをはの事左に段々にするす

との記述があり、「鑑」は「船を思ふ」であつて、シはテニハであるとす。又一本には、出葉説を否定した後、

唯てにをはの四文字いづれも詞をつくる文字なる故にてにをはの文字をさしていふなり。(静嘉堂文庫蔵本)

とあるのは、もつとも抄之抄に近い考えかたであろう。しかし、右の説は秘伝全般にわたるものではなく、したがつて秘伝全般にわたるテニハの性格は本文によつて辿るほかはない。しかも本文では、テニハは明確でなく、対立する二つの内容を含んでいる。

a 一、しかと云手爾おは、このしかは大方過去のしの手似はなり。しをと云手爾はにも通侍る。

b 一、やはのはの字を略してた、やと斗いへる手爾はあり。

c 思おもひ残し云のこしたるのの手爾於葉是等の味ひ六切也

これは「云い方」「用法」に相当するテニハの用例である。

d 一、物を云残す手爾はなり

e 一、物をと云てことはなる事

の両側から、詞とテニハの対立関係がうかがわれる例も見える。

dの例は個々の語をさしていう名称と考えられるとしても、後に述べるような問題がある。その他

f一、かなと云手似はをかといへる事

g一、やすめてにはに用るか

なども明確でないし、

h一、おなしやはと云手爾葉に、はを休め字にしてやはといへる

あり

i一、かはと云(てには)にもはの字をやすめてにはにむ事あり
右のh・iによると、ハの字を「休め字」にも「やすめてには」にも用いているから、両者の区別が感じられない。

j一、もの字をおなし心の手爾はといへり。是も一首のうちにあまた置事有し、

の例は明確に個々の語について云つたものである。また、

k一、いひかけ手爾はすみにこりの事

のように、全くの修辭上の意味をもつ例もみられるので、これらの例から統一した定義を見出すことは難かしい。

そこで先に保留した連歌論の中から、右の秘伝に関する考察法を示しつつ、修辭のないしは文芸的な意味にも用いられるテニハの内容を考察したいと思う。宗廟の密伝抄に種々のテニハを挙げています中、諫めてには、戒めてには等というテニハがあつて、

一、諫めてにはと云は、月にとへ 花にとへ、月を見よ、花を見よ、此等をおどろかしてにはと云也

一、戒めてにはと云はかはるなよ、いそくなよ、うとむなよ、此等をば定めてにはと云也(岩波文庫、連歌論集上三四七)

それぞれ命令表現、禁止表現をさしている。また連歌秘伝抄に、

一、もと云手仁はに付る様とあつて、1并たるも 2并ざるも に分け、それぞれ

1我うき人も袖や露けき つけ過ぎる月も今はとねたる夜に

2秋も今はなるぞかなしき 萩にふく風はむかしの夕にて

の如く、それぞれ付句を示している(連歌論集下、二〇二—二〇三)。この他比・猶・又・は・か・わ・ぞ等付句の法を説いていて、

一、はと云手仁は付様、是も皆おさへたる手仁葉也

山あればこそ月は入らぬ

雲霧の八重のしほ路のわたの原 (同、一〇四)

の如く記しており、また、

一、らんと留りて付る様大事也 (同、九三)

一、下知の手仁葉大事也 (同、九八)

の例など見てゆけば、「テニハ」は表現の型に相当する。そして、その表現の型を決定する最も重要な音(字)として存在するものをもテニハと呼んだと云うことができる。右の例を端的に示しているのは、たとえは長短抄に、

アワセテニハ

吉野立田ニヨシキ春秋

山々ノ花ヤ紅葉ニ暮テ

此ヤアワセテニハト云也、テト留□ワツライナシ。

また、つづけて

山トヨキ雲ヤ霞ニ日ノ入テ (岩波、上、一九一)

のヤについて、「二物ヲナラベテニ合スルヤナリ」と述べている

例である。

このような考察法ははなはだ雑駁であると先学が説かれているが、その程度の差こそあれ現代、推量の助動詞や願望の助詞などと云うのと本質的な相違はないのではなからうか。表現文型とその中心的存在としての文末の文字とが交錯している所にテニハの本態があるといえるのである。ところが、この連歌秘伝抄は更に、

だに・さへ・ばかり・なに・いづ・いづれ・いかで・中々・ごとく・まじる・ごとに・ほど・心から・なをざり・なれも・夜もすがら・つれて

についても「……と云手仁葉付る様」としてそれぞれ説いているが、遂には、

かけ手仁葉・うけてには・執成手仁葉・真名の字にて、云かけて付る手仁葉（項目のみ）

のように表現手法に及んでいる。後者は二条良基以下の諸書にふれる所である。このテニハは前二者と甚だ異質的のように思われるが表現型が内容から形態へと移ったのであって、下知とうけにおけるごとき、そこにある関連性がうかがわれるのである。

たとえば長短抄には、次の例がある。

A一、カエテニハ

武サシ野ヤ草ノ葉分ニ富士ミエテ

難波ツヤミヤコニチカク舟漕テ

此ヤワ、ハノカエ詞也、ヨト云エバダグルルホドニヤト云ナリ、

此ヤハテト、ムルニ無字細

B一、云ツメテニハ

のとみなされる。

□ヨリノ嵐ハサムシ月入テ

夕ヨリ今夜ハスズシ月出テ

今朝ダニモミヤコハ恋シ聞コエテ

カ様ニ云ノメタルシハテ留ルニモワツライ無、能可思安。

（岩波、連歌論集上、一九二）

Aは「助ケ字」で、文字をかえるというテニハである。後者は云ツメル場合で、先に述べたうちで形式的な内容をあわせ持つ例である。テニハの中間的な用例である。「重テニハ」においては、アマリを受けて天の川とするなどの付句を示し、

寄合ナクテタマテニハ計也。則寄合ニマサレル付様也（同一七五）と述べている、テニハ計はこのような付句の方法が、同音反復の口調上のものであることを、テニハと云う語によって示している。

五、結 論

さて、以上の考察を要約すると、テニハが文の表現型であることに、これを司る重要な存在であつて、これが前句に付る連歌において、意味上の型から形態上の技法にまで転用されている。今、文の意味上の表現内容と文の主體的な表現（ただし修辭上の意味も含まれている）との関係において考えると、詞とテニハの関係は、詞が前者に、テニハが後者に関する。ヤ・カナ等においても叙述の上から見れば詞であり、真名の類や詞であつても後者の面から見ればテニハとなるべきものである。実際的には、テニハに関する詞があつて、「テニハの字」の類が存在し、これは叙述の面では文の關係機能をあらわすもので、「音声之により相續する」置字となるも

註

- (1) 時枝誠記博士、國語学史六七頁に「てにをはの名称が國語の語類別に使用された時でも、それは『漢文訓読に於ける所謂てにをは』の意に用ゐられたものと解される」として註にこの例他一例があげられている。
- (2) 校本八雲御抄とその研究二二四ページ・無名秘抄、新校群書類従十三ノ三三九・さざめごと、岩波文庫中世歌論集三九二ページ。
- (3) 長六文岩波文庫、連歌論集下、三七ページ。「措字、心なきなり」とある。
- (4) 宗祇袖下、統群書類従十七・一〇七七ページ。
- (5) 未刊国文古註釈六系七所収、七ページ。同書解説では東常縁かと説いておられる。この書に、はの字はてにはなりという例がある。(三二ページ)。
- (6) 國語学史六九ページ参照。
- (7) 宗長の跋文があつて、宗長が師説を書き留めておいたのを宗祇が補説して自説と認めた由記されている。
- (8) 姉ヶ小路式については國語大系十四卷所収のものによつて考察した。手爾華大概抄も同様である。
- (9) 山田孝雄博士は國語学史(三七七ページ)に、いわゆる「云ひまはし方」のテニハについて、テニハが單語をささず、その語の用法をさしていることから、語格をさした名目であろうと述べておられる。ここでいう表現の型とは、たとえば疑問文推量文その他無限に存する陳述様式を、かりにそいう名で呼んだのである。

(10) 姉ヶ小路式第九仮名をやすむる喜、悦目抄(新校群書類従、十三の二六〇・二六一)春樹顯秘抄第十八、たすけ字の喜等に説かれているが、例えば

「たすけ字をそんせよとはきとみとはひとしきなり。谷ふかきとあらんは、こはくもきこえ、となりもさしあふへくは谷ふかみとかゆへし。みときとはおなしひゝき世」

とし、この後、「かも」と「かは」をあげて「はたらかせてたすくるかゆへにたすけ字といふ」と加えている。(烏丸本悦目抄十八ウ、國語学大系十四による)